株券の保管状況に関するアンケート調査結果

2005年9月

日本証券業協会

証券決済制度改革推進センター

調査実施要綱

株券保管状況調査の実施について

証券決済制度改革推進センター
Ｈ１７．５．２５

１．はじめに

株券電子化制度への円滑な移行のためには、証券保管振替制度外となっている株券についての対応が重要であるため、その実態を把握し、的確かつ効率的な対応に資する観点から、以下の要領により、株券保管状況に関する実態調査を実施することとする。

２．調査内容等

①現段階で保振制度外となっている株券や金融機関における株券担保状況等について、実態数量を把握する。

②上記状況調査結果に基づき、これら保振制度外株券について、どのように保振への預託促進を行うのか、また、特別口座上で管理されることが想定される株券については、どのような対応を図るか、等について検討を行う。

３．調査方法等

- 証券保管振替機構が実施する「株券保有状況調査」（2005 年３月期）
- 保振預託が比較的進んでいないとされる事業会社における保有状況の調査
- 株券担保の状況について、株券担保業務を行う金融機関への調査

４．調査方法及び実施時期

・５月下旬から６月にかけて調査を実施し、調査結果について７月～８月を目途に全体の取りまとめを行う。

以　上

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

1．アンケート回収状況

業態	アンケート送付先	回収件数	回収率
都市銀行等	9	9	100.0%
信託銀行	7	7	100.0%
地方銀行	64	58	90.6%
地方銀行Ⅱ	48	48	100.0%
信用金庫	298	276	92.6%
信用組合*	176	176	100.0%
事業会社	152	95	62.5%

＊ 全国信用協同組合連合会を含む

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

Ⅰ. 金融機関編

- 都市銀行等
- 信託銀行
- 地方銀行
- 地方銀行Ⅱ
- 信用金庫
- 信用組合

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

概要

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）

質問１－１：受入担保株券における、債務者の属性（個人・法人）別の保管株数

受入担保株券　合計９３億株

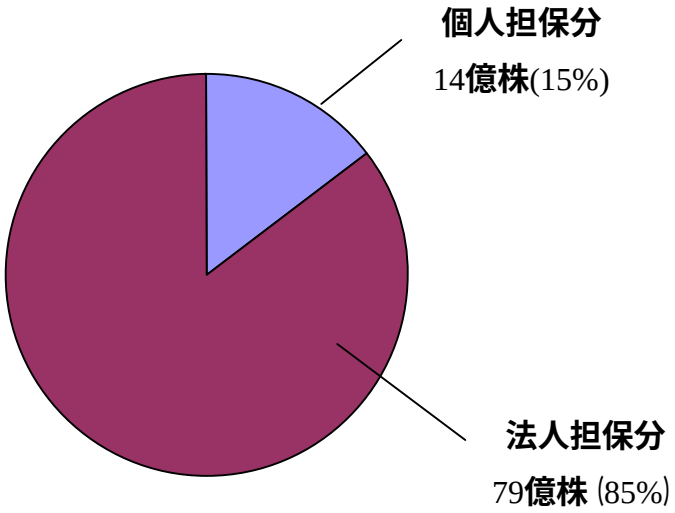

＊個人・法人の区分が不明のものはアンケート結果の個人対法人の割合で按分し、個人・法人それぞれに振り分けている。

【特徴】

- **債務者属性別で見ると、個人担保に比べ、法人担保が多く、個人対法人の割合は１対６。**

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）

質問１－２：受入担保株券の地域別保管状況

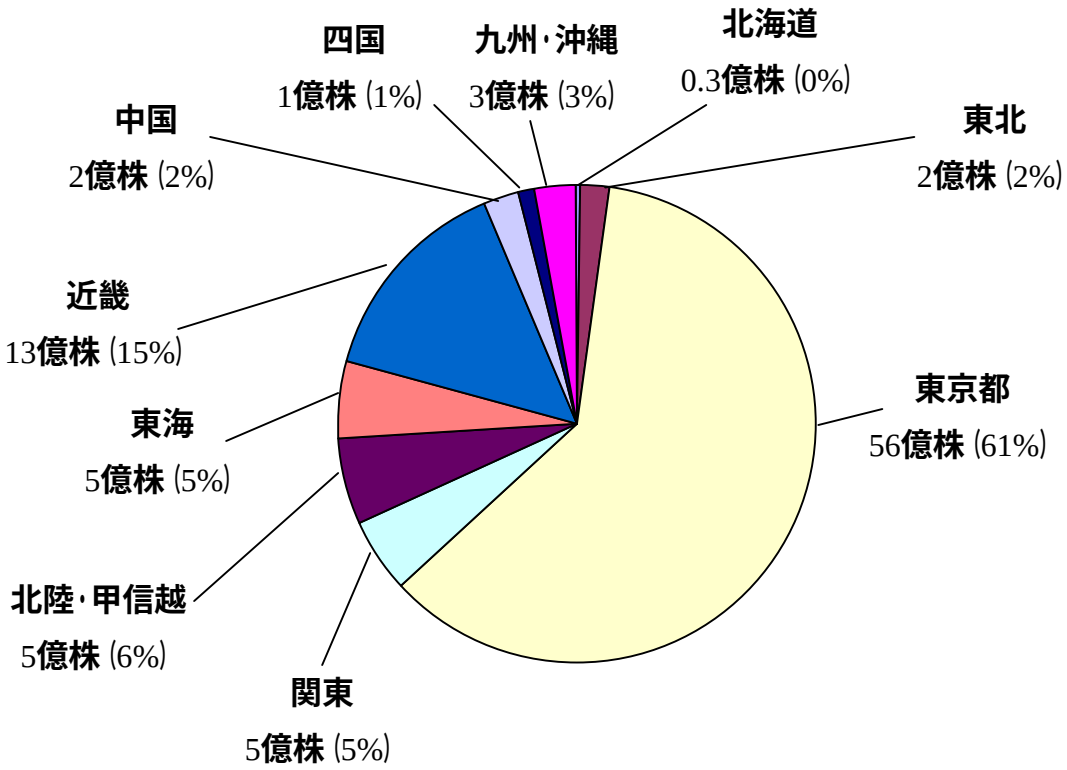

【特徴】

- 都銀等が東京都で保管している割合が全業態合計の半数近くとボリュームが大きいが、東京都以外の各地区にも相当程度分散している。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）

質問１－３：受入担保株券の保振預託予定

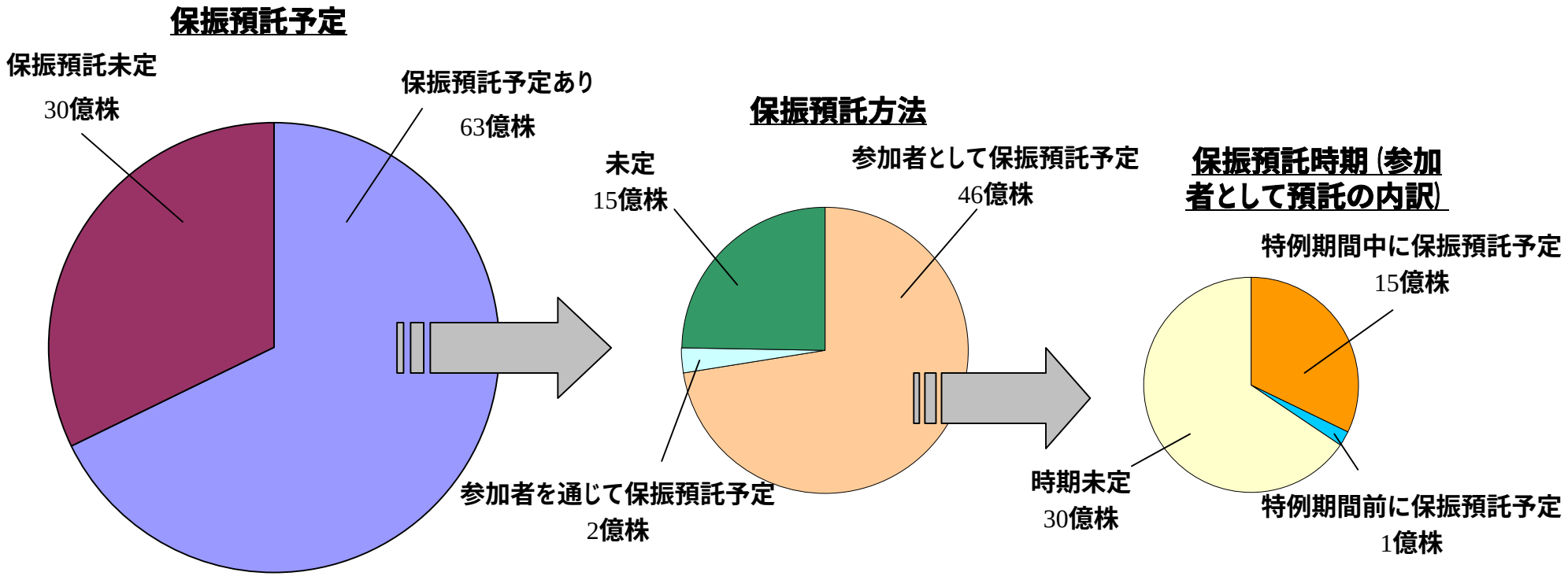

【特徴】

- 業態全体の担保受入株式数の2／3(６３億株)が何らかの形で保振への預託が予定されている。
- 保振への預託が予定されている株式数のうち約７０％(４６億株)は、保振の参加者として預託が予定されているが、その2／3(３０億株)は預託の時期が未定である。
- 保振預託未定の株式数(３０億株)の内訳は、地銀が1／3強を占める。
- 自らが保振の参加者として預託する予定となっている金融機関の割合が高いのは、都銀等、信託銀行。
  地銀、信金、信組の幾つかの機関は、参加者を通じて預託する予定となっている。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）

質問２－１：自己の固有財産である株券の保管状況

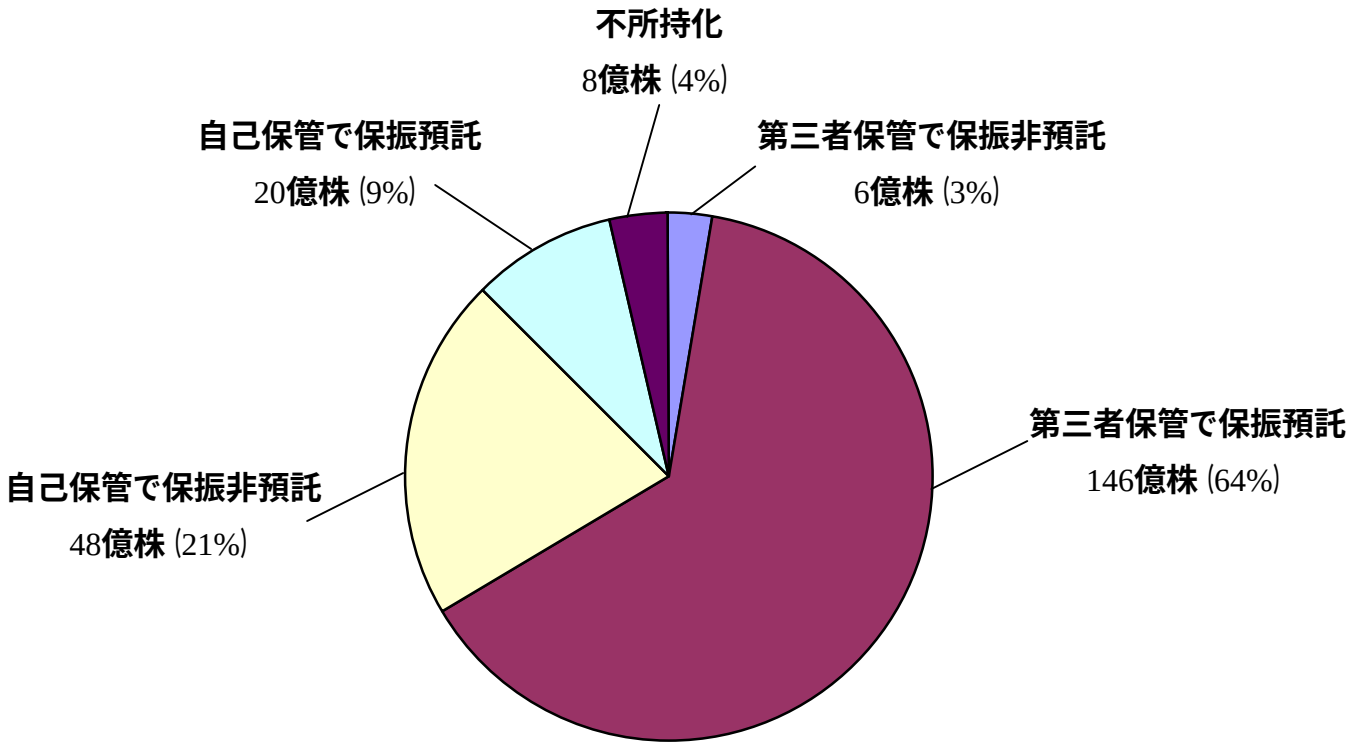

【特徴】

- 第三者保管のうち約９５％が保振預託となっている。
- 地銀の保振預託していない自己保管株数は、都銀等とほぼ同数で極めて大きい。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）

質問２－２：自己保管株券の地域別保管状況

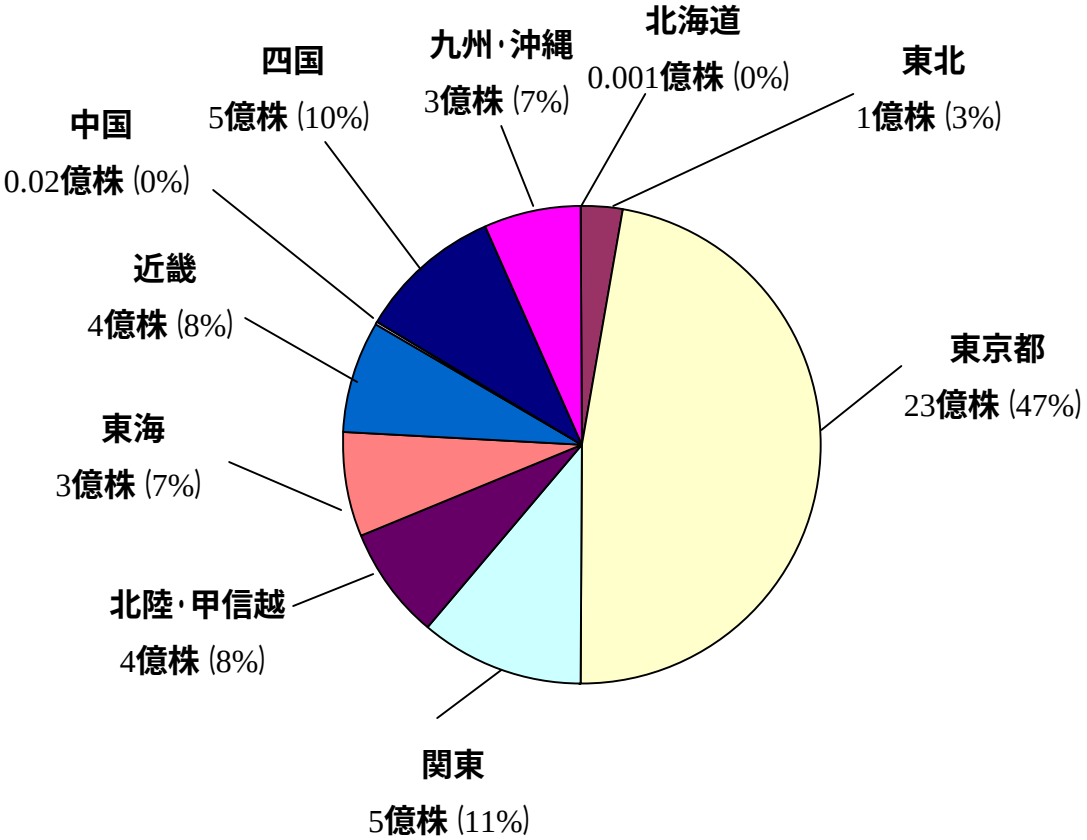

【特徴】

- 都銀等が東京都で保管している割合が全業態合計の半数近くとボリュームが大きいが、東京都以外の各地区にも相当程度分散している。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）

質問２－３：保振非預託株券(自己保管と第三者保管)の保振預託予定(不所持分を除く)

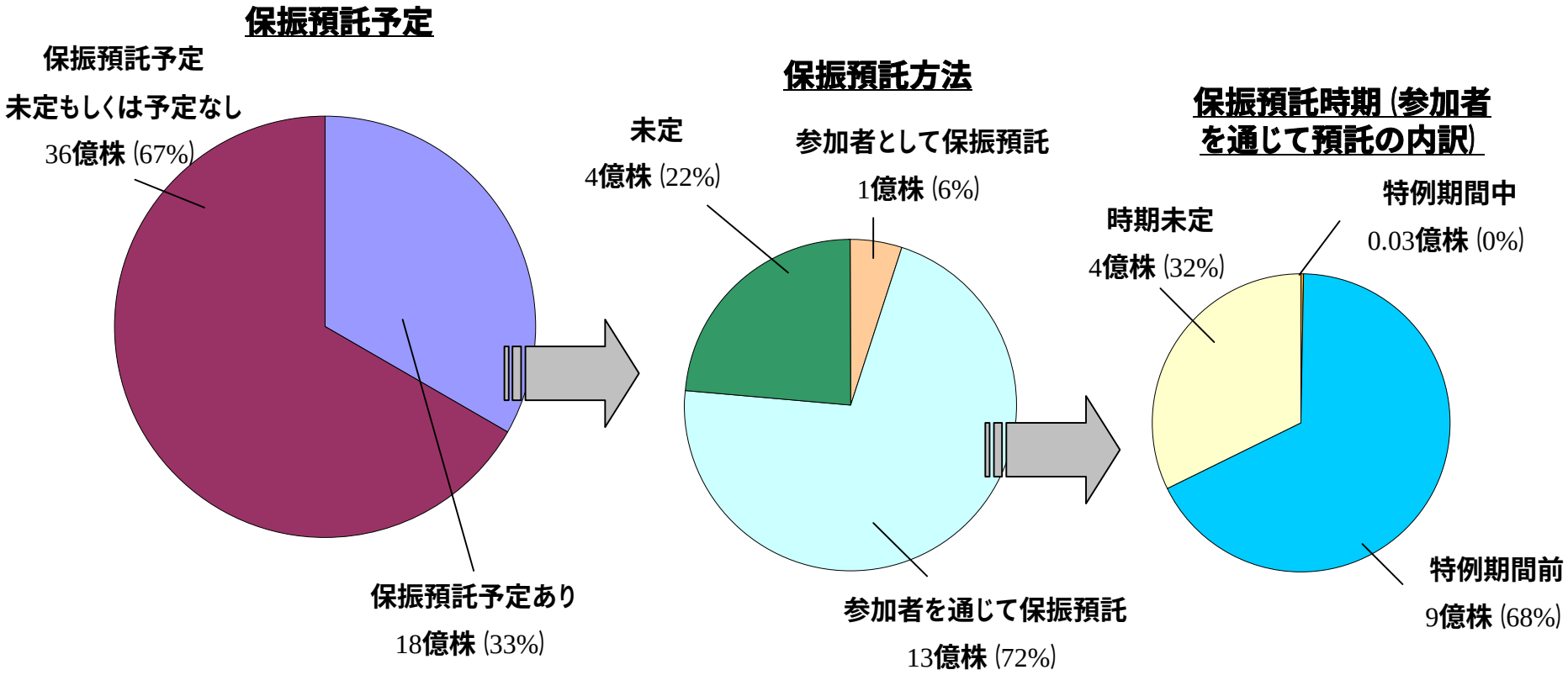

【特徴】

- 保振非預託株券の内、保振預託予定があるのは1/3程度となっている。
- 預託予定なし･未定の数量は、都銀等、地銀が多い。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

詳細データ

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）　－詳細データー

質問１－１：受入担保株券における、債務者の属性（個人・法人）別の保管株数

（単位：百万株）

金融機関業態	受入担保株数	個人担保株数と法人担保株数の内訳	
		個人担保株数	法人担保株数
都銀等	6,285	940	5,346
信託銀行	676	34	641
地銀・地銀Ⅱ	1,996	308	1,688
信用金庫・信用組合	300	73	227
合計	9,256	1,354	7,902

（注）個人・法人の区分が不明のものは、個人対法人の割合で按分し、それぞれに振り分けている。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）　－詳細データー

質問１－２：受入担保株券の地域別保管状況

（単位：百万株）

金融機関業態	北海道	東北	東京都	関東	北陸・甲信越	東海
都銀等	10	14	4,784	153	43	219
信託銀行	1	2	534	10	4	42
地銀・地銀Ⅱ	20	89	206	276	453	163
信用金庫・信用組合	3	74	32	28	25	57
合計	34	178	5,556	466	525	482

金融機関業態	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
都銀等	961	42	12	48	6,285
信託銀行	54	19	1	9	676
地銀・地銀Ⅱ	281	148	76	184	1,996
信用金庫・信用組合	49	12	5	16	300
合計	1,345	222	94	257	9,256

（注）各地域別の数値は実数であり、地域が不明のものについては考慮していないため、合計と一致しない。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

担保株券の状況について（金融機関編）　－詳細データ－

質問１－３：受入担保株券の保振預託予定

（単位：百万株）

			都銀等	信託銀行	地銀・地銀Ⅱ	信用金庫・信用組合	合計
合計			6,285	676	1,996	300	9,256
保振への預託予定あり			5,649	106	474	44	6,272
	参加者として預託		4,413	88	45	9	4,555
		特例期間中	1,472	0	0	1	1,473
		特例期間前	0	88	0	8	96
		未定	2,941	0	45	0	2,986
	参加者を通じて預託		0	0	140	19	159
		特例期間中	0	0	50	12	62
		特例期間前	0	0	86	0	86
		未定	0	0	3	7	10
	未定		1,236	18	289	16	1,559
		特例期間中	0	0	46	4	50
		特例期間前	0	0	0	0	0
		未定	1,236	18	242	12	1,508
預託未定			636	570	1,521	256	2,984

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）　－詳細データー

質問２－１：自己の固有財産である株券の保管状況

（単位：百万株）

金融機関業態	第三者保管株数		自己保管株数		不所持化株数	合計株数
		うち保振預託		うち保振預託		
都銀等	9,218	9,217	3,307	1,015	633	13,159
信託銀行	1,940	1,940	967	966	195	3,101
地銀・地銀Ⅱ	3,669	3,132	2,509	36	16	6,193
信用金庫・信用組合	413	302	87	3	1	502
合計	15,241	14,591	6,870	2,020	845	22,955

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）　－詳細データー

質問２－２：自己保管株券の地域別保管状況

（単位：百万株）

金融機関業態	北海道	東北	東京都	首都圏	北陸・甲信越	東海
	株数	株数	株数	株数	株数	株数
都銀等	0	0	2,292	0	0	0
信託銀行	0	0	0	0	0	0
地銀・地銀Ⅱ	0	120	1	536	354	340
信用金庫・信用組合	0	12	3	1	14	5
合計	0	132	2,296	537	368	345

金融機関業態	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
	株数	株数	株数	株数	
都銀等	0	0	0	0	2,292
信託銀行	0	0	0	0	0
地銀・地銀Ⅱ	374	1	424	322	2,473
信用金庫・信用組合	2	1	53	1	92
合計	376	2	477	323	4,857

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（金融機関編）　－詳細データー

質問２－３：保振非預託株券(自己保管と第三者保管)の保振預託予定(不所持分を除く)

（単位：百万株）

			都銀等	信託銀行	地銀・地銀Ⅱ	信用金庫・信用組合	合計
保振非預託			2,293	1	3,009	200	5,503
保振への預託予定あり			138	1	1,627	40	1,806
	参加者として預託		59	0	28	5	93
		特例期間中	0	0	0	4	4
		特例期間前	0	0	0	1	1
		未定	59	0	28	0	88
	参加者を通じて預託		0	0	1,247	30	1,277
		特例期間中	0	0	1	2	3
		特例期間前	0	0	861	11	872
		未定	0	0	385	16	401
	未定		78	0	353	5	436
預託未定・予定なし			2,154	0	1,341	153	3,649

（注）保振預託予定が不明のものについては考慮していないため、合計（「保振非預託」）と一致しない。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

II. 事業会社編

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（事業会社編）

質問1：自己の固有財産である株券の保管状況

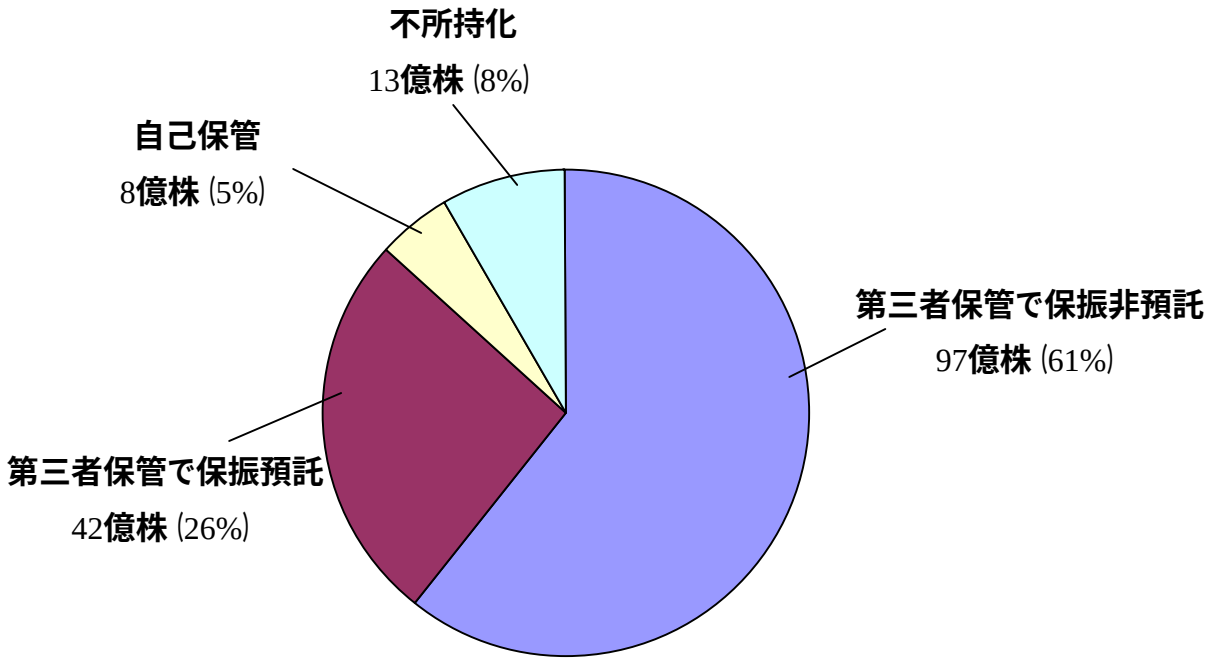

【特徴】

- 全体の約８５％が第三者保管となっているが、保振預託されているのは、その内の約３０％に止まっており、第三者保管で保振預託されていない株数の割合が全体の６０％を占める。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（事業会社編）

質問2：自己保管株券の地域別保管状況

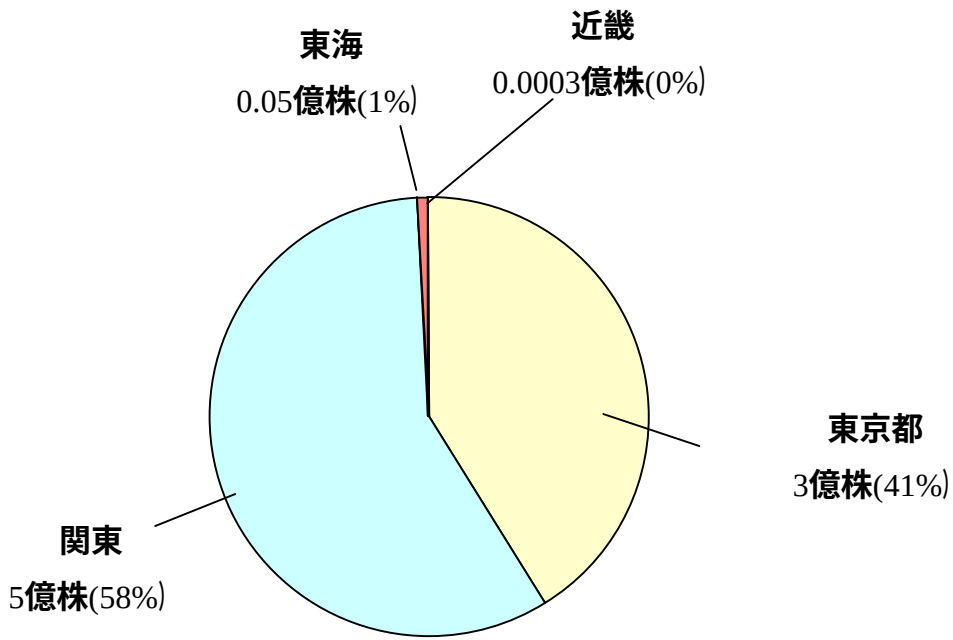

【特徴】

- 全体の９９％が東京都および関東で保管されているが、今回の調査においては、調査対象が大企業中心であったことが影響していると想定される。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

自己保管株券の状況について（事業会社編）

質問３：保振非預託株券の保振預託予定(不所持分を除く)

保振預託予定

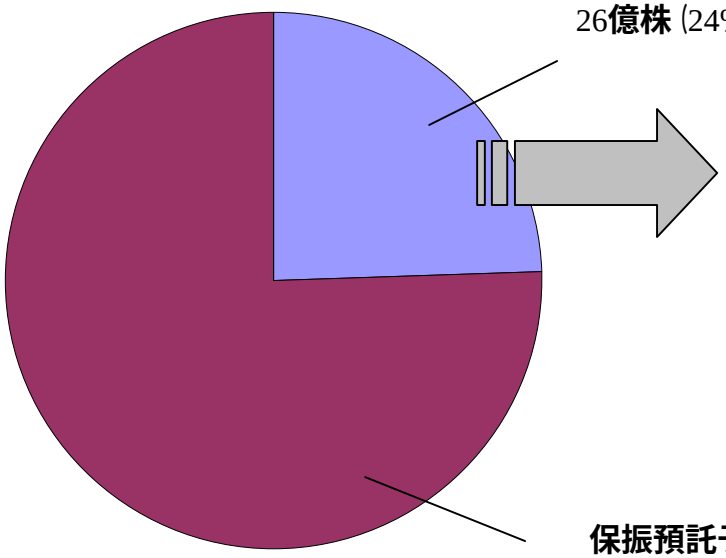

保振預託時期

（保振預託予定ありの内訳）

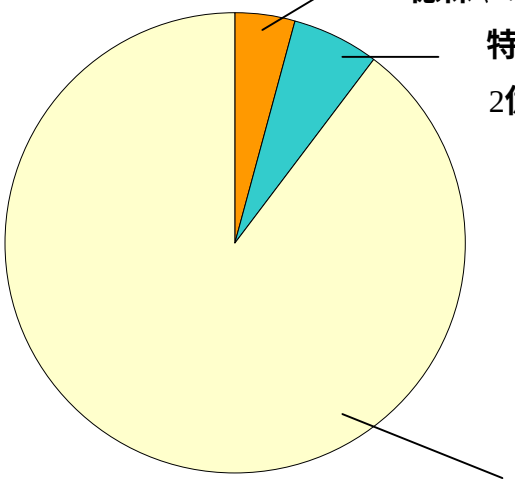

【特徴】

- 保振非預託の株券の内、約７５％が保振への預託の「予定がない」、もしくは、「未定」となっている。
- 保振への預託予定があるものについても、その内の約９割は預託時期が未定となっている。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

Ⅲ. 保振非預託株券に関する
今後の対応検討の整理

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

非預託株券の内訳

○所有者別の株主総数及び所有株式数

調査項目 / 所有者の属性	株主総数（人）			所有株式総数（百万株）						(非預託分のうち：百万株)	
		機構預託株主数	比率		発行済株式数に占める割合	機構預託分	比率	非預託分	比率	証券会社保護預り	金融機関への差入れ担保
(1)政府・地方公共団体	2,065	111	5.4%	437	(0.1%)	6	1.4%	B 431	98.6%		
(2)金融機関	143,385	126,922	88.5%	119,289	(32.3%)	105,096	88.1%	C 14,193	11.9%	G 1,690	
a 長銀・都銀・地銀	22,722	14,385	63.3%	22,710	(6.2%)	11,168	49.2%	11,542	50.8%		
b 信託銀行	65,019	62,043	95.4%	61,723	(16.7%)	60,753	98.4%	970	1.6%		
c 生命保険会社	26,931	25,600	95.1%	21,140	(5.7%)	20,878	98.8%	262	1.2%		
d 損害保険会社	6,878	6,234	90.6%	9,525	(2.6%)	8,305	87.2%	1,220	12.8%		
e その他金融機関	21,835	18,660	85.5%	4,188	(1.1%)	3,990	95.3%	198	4.7%		
(3)証券会社	88,417	76,060	86.0%	5,069	(1.4%)	4,857	95.8%	212	4.2%	523	
(4)事業法人等	861,153	386,741	44.9%	78,946	(21.4%)	25,893	32.8%	D 53,053	67.2%	H 17,125	7,904
(5)外国人	250,432	233,799	93.4%	63,217	(17.1%)	55,247	87.4%	E 7,970	12.6%	I 402	
(6)個人・その他	44,755,369	33,029,485	73.8%	102,152	(27.7%)	73,657	72.1%	F 28,495	27.9%	J 9,287	1,352
合計	46,100,821	33,853,118	73.4%	369,112	(100.0%)	264,759	71.7%	A 104,353	28.3%	29,028	9,256

注：データは、

保振「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」(名義書換代理人・証券会社アンケート)平成17年3月末

証券決済制度改革推進センター「株券保管状況調査」平成17年3月　より

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

非預託株券の内訳詳細

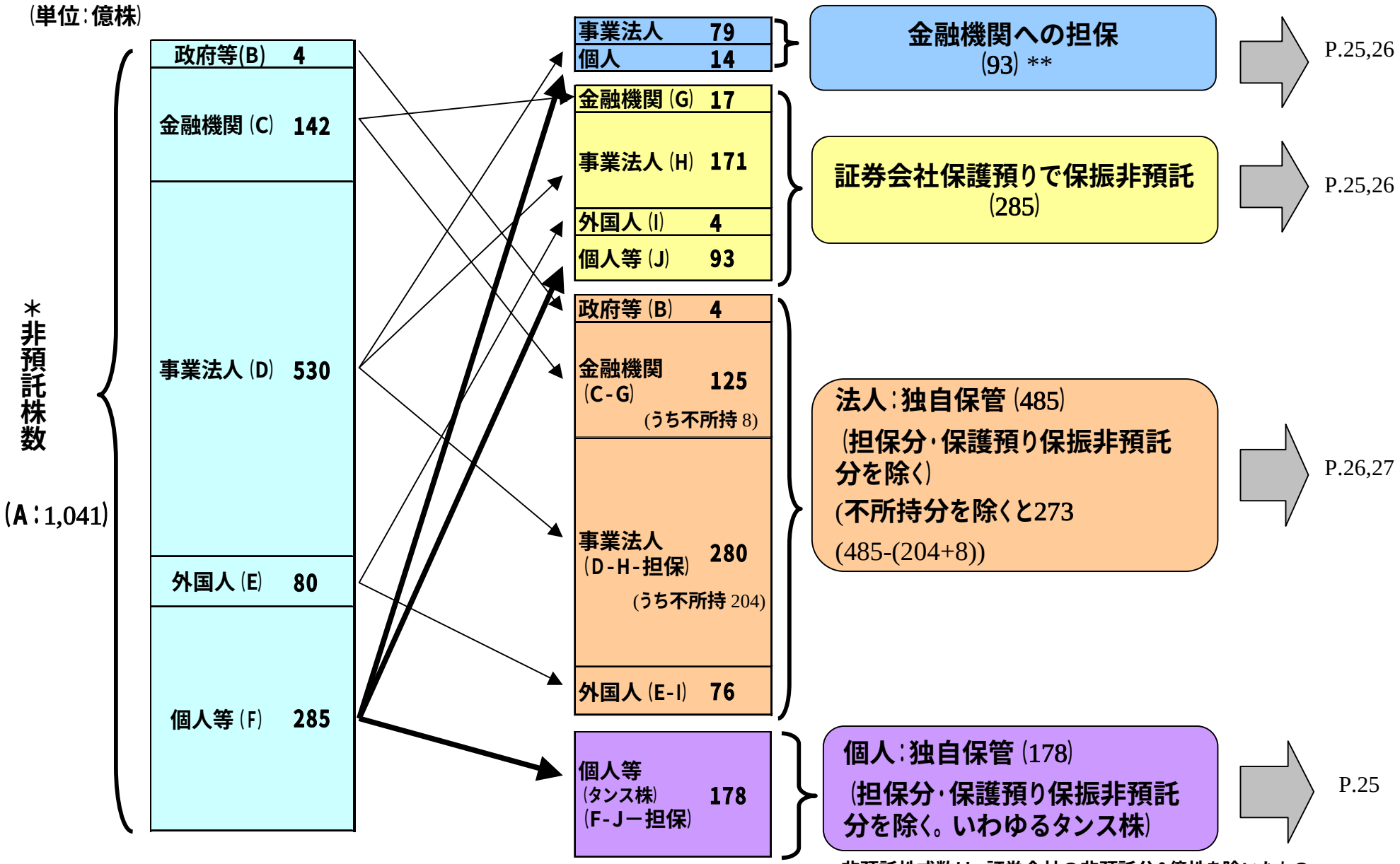

*非預託株式数は、証券会社の非預託分2億株を除いたもの。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

保振非預託株券の取扱い　－個人保有株－

○個人保有株で保振非預託株数（285億株）の内訳

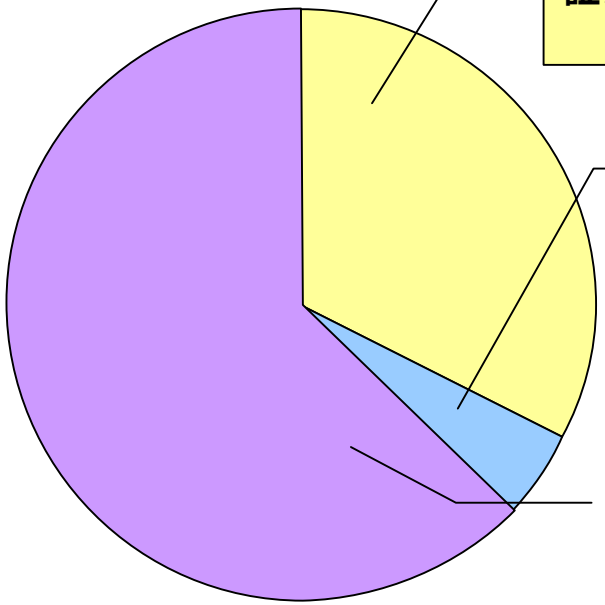

証券会社保護預りで保振非預託
⇒93億株（409万人*）

個人差入担保
⇒14億株（62万人*）

個人：独自保管（担保分・保護預り保振非預託分を除く。いわゆるタンス株）
⇒178億株（784万人*）

A:特例期間前の保振預託の推進・周知
・スケジュールを含めた具体的な預託・周知の方法について検討(例えば、同意の取り付けなど)

B:特例期間前の保振預託の推進・周知
・スケジュールを含めた具体的な預託・周知(担保差入契約の変更など)についての検討
・保振参加者となっていない金融機関(地銀等)の対応(預託に係る体制構築やシステムインフラ等の事務処理サポート等についての検討)
・保振預託未定は、地銀が多いことから地銀等を中心とした制度の周知活動が必要

C:保振預託の推進等の方法の検討
・保振預託か特別口座か、保振預託のデッドライン（特別口座への作業切替えの時期）を設けるのか、また、スケジュールを含めた具体的な預託の方法をどのようにするか等の検討
・直接、株主に制度の周知方法の検討
・株主の所在地情報を基に、株主が多い地区にターゲットを絞った周知・啓発活動の検討

*推定株主数。保振調査では「個人・その他」の総株主数は4500万人で、1,022億株を保有していると報告されており、保有株数に比例した人数を推定。

例えば、タンス株保有株主数の算定式は以下の通り。

タンス株株主数（784万人）＝4500（万人）×178／1022

タンス株主の口座数(212万口座)=784万人／3.7銘柄

(注：各株主の所有株について同一の口座管理機関に特別口座が開設されたと想定)

(参考)

日本証券業協会　証券教育広報センター　平成15年度「証券投資に関する全国調査」によると、個人の1世帯あたり延べ保有銘柄数は3.7銘柄とされている。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

保振非預託株券の取扱い　－事業法人－

○事業法人保有株で保振非預託株数（530億株）の内訳

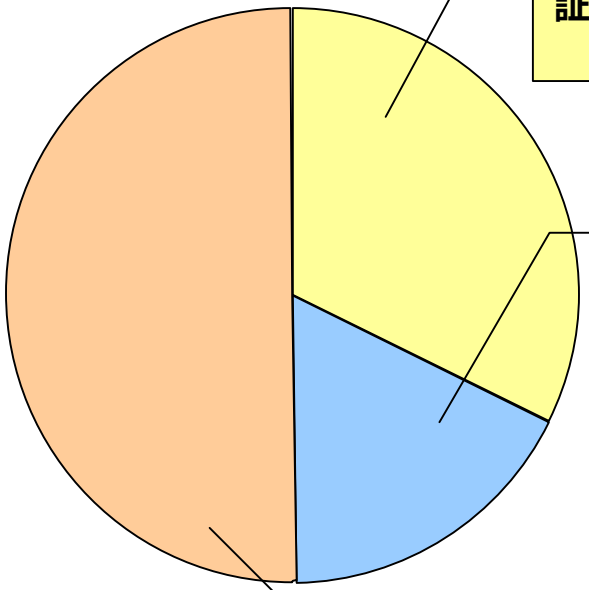

証券会社保護預りで非預託
⇒171億株

法人差入担保
⇒79億株

法人：独自保管（担保分・保護預り保振非預託分を除く）
⇒280億株
(うち、204億株は不所持分のため差引　⇒76億株)

A:特例期間前の保振預託の推進・周知

・スケジュールを含めた具体的な預託・周知の方法について検討(例えば、同意の取り付けなど)

B:特例期間前の保振預託の推進・周知

・スケジュールを含めた具体的な預託・周知(担保差入契約の変更など)についての検討
・保振参加者となっていない金融機関(地銀等)の対応(預託に係る体制構築やシステムインフラ等の事務処理サポート等についての検討)
・保振預託未定は、地銀が多いことから地銀等を中心とした制度の周知活動が必要

C:保振預託の推進等の方法の検討

・不所持・不動株が多いと想定されるため、特別口座での対応について検討
・保振預託について予定なし、未定が76%のため特別口座等を中心とした制度の周知・啓発活動が必要

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

保振非預託株券の取扱い　－その他（政府等、金融機関、外国人）－

○その他（政府等、金融機関、外国人）保有株で保振非預託株数（226億株）の内訳

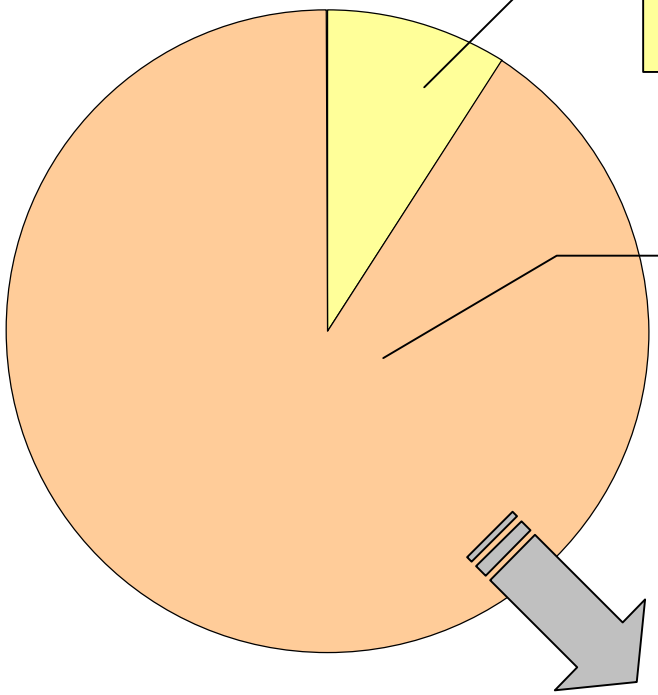

証券会社保護預りで非預託
⇒21億株

A:特例期間前の保振預託の推進・周知

・スケジュールを含めた具体的な預託・周知の方法について検討(例えば、同意の取り付けなど)

独自保管⇒205億株
(うち不所持分8億株のため差引　⇒197億株)

C:特例期間前の保振預託の推進・周知(金融機関、外国人)

・保振預託か特別口座か、保振預託のデッドライン（特別口座への作業切替えの時期）を設けるのか、また、スケジュールを含めた具体的な預託の方法をどのようにするか等の検討

・外国人保有分を保管する証券会社、カストディ等は、保管契約の改訂に関する外国人への周知活動も検討

・保振預託が未定となっている株券が多い都銀等及び地銀を主な対象とした周知啓発活動の推進

独自保管内訳

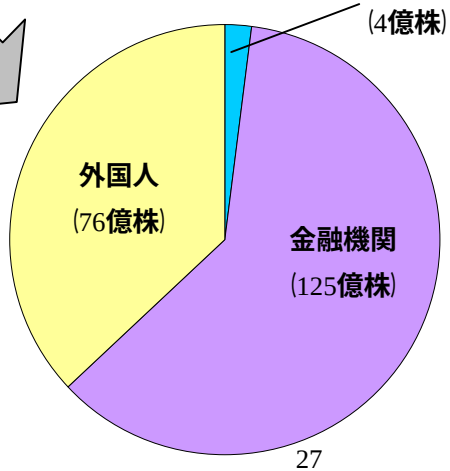

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

(参考) 非預託株券の個人・法人内訳概要

(単位：億株)

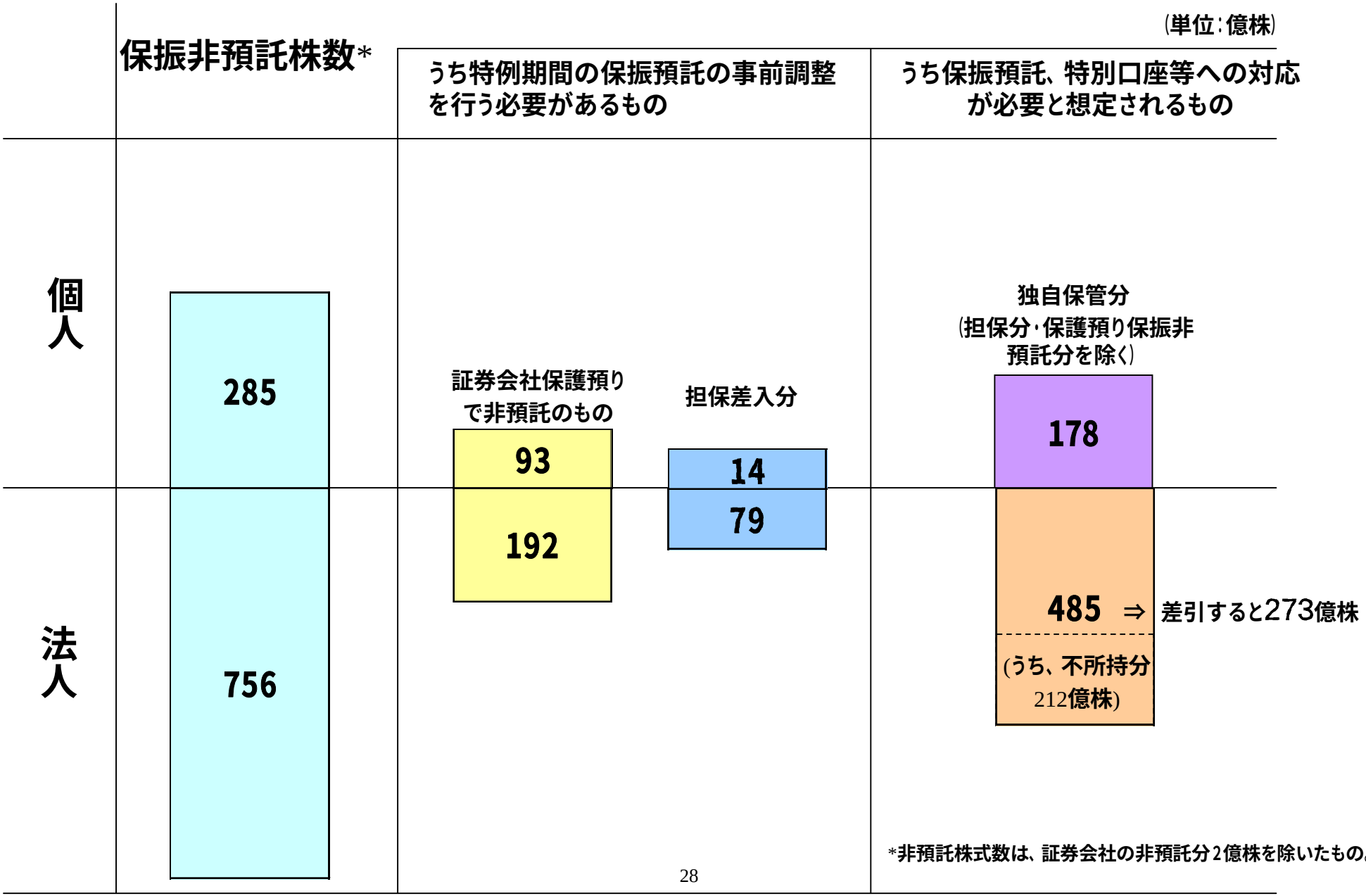

*非預託株式数は、証券会社の非預託分2億株を除いたもの。

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

(参考) 非預託株券の内訳

○個人、法人別所保有株式 保振預託状況*1

(単位:億株)

	個人	法人*2
保有株数	1,022	2,618
保振預託分	737	1,862
保振非預託分	285	756
証券会社保護預りで非預託分	93	192
担保差入分	14	79
担保分を除く 独自保管分 (タンス株など)	178	485 *4
1株主あたり平均所有株式数 (ご参考) *3	2,000株	208,000株

*1:証券会社の非預託分2億株、保護預りで非預託分5億株は除く

*2:法人は政府・地公体、金融機関、事業法人等、外国人

*3:保振調査の所有株式総数を株主総数で除した値 (単位:1株)

*4:不所持分を除くと、273億株(=485-212)

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

・お問い合わせ先　日本証券業協会　証券決済制度改革推進センター
〒１０３－００２５
東京都中央区日本橋茅場町１の５の８
電話　０３（５６４９）３９８０
FAX　０３（５６４９）３９３９
e-mail　：　kessaicenter@wan.jsda.or.jp
ホームページアドレス：http://www.kessaicenter.com

※無断転載を禁ずる

Copyright(c)2005 Reform Promotion Center for Securities Clearing and Settlement System All Right Reserved.

4. 移行分科会における検討状況について

○ 第2回

1. 特例期間中の保護預り株券の預託について ・・・・・・【資料1】【参考】

2. 株主名簿に登録されている単元未満株式(登録単元未満株式)に係る整理 ・・・・・・【資料2】

3. 振替口座簿への履歴の転記について ・・・・・・【資料3】

以　上

特例期間中の保護預り株券の預託(注1)　保護預り株券の現状

▼参加者(証券会社及び外国証券会社)に対して行った保護預りアンケートによると、平成17年3月末の内国上場会社株券の保護預り状況は、以下の通りである(回答参加者　135社)。

(単位:億株)

	機構預託(A)	(A/C)	機構預託以外(B) (自己保管、機構以外の第三者保管)	(B/C)	総数(C)
事業法人等	229	57.2%	**171**	42.8%	400
個人、その他	598	86.5%	**93**	13.5%	690
総数	1,013	77.9%	**288**	22.1%	1,301

※　保護預りアンケートの対象には①「事業法人等(金融法人以外の法人)」、「個人、その他(どの属性にも該当しない者)」以外の属性(金融法人、非居住者)も含まれていること、②参加者からの回答に総計数値のみが記入されているケースがあること、から「総数」欄の数値は、「事業法人等」、「個人、その他」の合計とは一致しない。

※　発行済株式数約3,655億株のうち、約1,301億株(約36%)が保護預り株券として証券会社及び外国証券会社に預託されている。

※　名義書換代理人へのアンケート調査結果「保管振替制度の利用状況」によると、事業法人等の非預託分は530億株、個人等の非預託分は284億株存在している。

▼特定口座への預入れが集中した、平成16年11月及び12月の預託株数は、月平均で**約63億株**(約57万件)であり、当時は証券会社、機構、名義書換代理人などの関係者がペーパークライシス状態に陥る寸前であった(事故株券の連絡等について、預託後1ヶ月以上要したケースも見られた)。

振替制度の移行時までに新たに証券会社に預託される株券が相当程度存在することが考えられる。

機構に再預託されていない保護預り株券の全てを特例期間中に受入れることは、非現実的であり、①預託の前倒しの対応や、②現行の預託スキームの見直し等の対策が必要である(注2)。

(注1)施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間に限り、参加者の保護預りになっているが保管振替機関に預託されていない顧客の株券を保管振替機関に預託することができる特例が設けられている(附則11条)

(注2)施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間に限り、略式質権者が質権の対象となっている株券を保管振替機関又は参加者に預託することができる特例が設けられている(附則10条1項)

特例期間中の保護預り株券の預託　保護預り株券の預託についての対策の策定

①証券会社・名義書換代理人等の関係者に対する預託／名義書換可能な株券のボリュームについてのアンケート

↓

②預託の特例期間中に預託／名義書換処理が可能な株券のボリュームについての見積りの策定

↓

③当該見積りボリュームを前提として、一斉移行をスムーズに行うための各種対策を検討する。

※特例期間中の預託の対象となる株券の絞込みの検討（例えば、事業法人に係る保護預り株券については、可能な限り特例期間前に預託の承諾を得て預託することとし、特例期間中の預託対象とはしないなど）

※特例期間中の預託についての現行とは異なるスキームの検討（後掲参照）

株券電子化に向けた周知・啓発活動計画(案)

H18．1．24

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
制度動向	●関係政省令案の提示			↔ 特例期間	▲一斉移行日(想定)
実務等対応状況		●保振制度要綱公表(3月)	●保振接続仕様公表(想定)		
各種調査	●保護預り状況調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●株券保管状況調査(8月)	●保護預り状況調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●株券保管状況調査(8月)	●保護預り調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●保管状況調査(8月)	●保護預り調査(4月) ●保振制度利用状況調査(6月) ●保管状況調査(8月)	
周知啓発活動概略		**制度概要周知** **事前預託の推進**	**制度詳細周知**(制度に対する更なる理解の促進) **事前預託の推進強化**(株券残量調査を踏まえて)	**事前預託推進**(最終) **移行実務の確認、トラブル解消対応**	
事前預託推進の主なターゲット		**個人・法人のタンス株** **保護預り非預託分/担保受入株**			
個人投資家		制度概要、タンス株等の事前預託の必要性等をマスメディア、発行会社からの通知等を通じ周知	アンケート結果を元に、マスメディア、発行会社からの通知等を通じタンス株の預託期限を想定した周知	名義書換の徹底、移行に伴い発生し得る問題と解決策について周知(混乱回避) 駆け込み預託の対応等 トラブル防止に向けたセミナー、個別相談等による重点フォロー	
事業会社(財務担当者)	関係者による ・特別口座の取り扱い(費用負担、受入方針、実作業等)に関する検討、合意形成 ・不所持株の取扱い　等の検討、制度確定	・日本経団連等を通じ、制度概要を説明 ・株券の取り扱い(預託／特別口座)に関する意思決定の促進 事前預託の一定の促進(株券大量保有企業の場合は特別口座への移管等の検討) 銀行等による担保株券の取扱い検討／担保差入株券の取扱いについての説明(契約見直し等)、実務促進(預託等)		主に移行に伴い発生し得る問題と解決手続きについて周知(特別口座への移管関連等)	
証券会社		制度概要＋口座管理機関としての参加検討のための情報提供 保護預り非預託分の事前預託推進の協力要請 保護預り非預託分の事前預託推進(大量保有法人への個別預託促進、証券会社から、個人・法人への働きかけをサポート)／未預託者への再啓発	移行に伴う実務面、システム面への影響を周知し、個社での対応検討を促進	・実務詳細の確認、情報共有(保護預り非預託分、受入代用有価証券の取扱い等　移行実務の確認、トラブル解消対応方法等) ・緊急時の対応検討を推進	
銀行等		制度概要＋口座管理機関としての参加検討のための情報提供 自己財産分の株券の取扱い(預託／特別口座)に関する意思決定の促進 担保実務(担保受入株券の取扱い、移行後の担保受入れ実務)検討の推進サポート 自己財産分の株券の取扱い「事前預託(直接or間接/特別口座)」の意思決定・預託先等との協議 銀行等による担保株券の取扱い検討／担保差入株券の取扱いについての説明(契約見直し等)、実務促進(預託等)	制度詳細の周知(アンケート結果から理解不足と思われる点、実務への影響概略、口座管理機関として参加予定の銀行等に対しては口座管理機関として必要な実務処理、システム機能等) 保管状況調査より、自己財産株券の取り扱いに関して未定の銀行等に対するフォロー(制度への理解をサポートし、株券取り扱いの判断を促す) 担保受入株関連の実務処理に関する周知、処理実施のサポート 自己財産分の事前預託(直接or間接)		
発行会社(株式担当者)		制度概要の周知(名義書換代理人を通じ、株式担当者等に向けた制度概要・移行に向け必要となる実務概要、移行直前のコーポレートアクションの取扱い等) 株主への周知要請(総会決議通知等の全株主に対して実施する通知で周知等)	・制度詳細の周知 (理解不足の点のフォロー、移行に向けた実務、移行後の実務詳細説明等)	制度詳細の周知 (再度、移行までの実務詳細説明、特に一斉移行日直前1ヶ月で必要な実務の確認等) 移行に関する株主からの問合せ等に対する対応方法の周知	